

川崎市ふじみ園の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 社会福祉事業団(川崎市中原区小杉町3丁目245番地)
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、就労継続支援に関する業務 ・相談支援 ・施設の利用契約に関する業務 ・管理施設等の維持管理に関する業務 ・利用者意見の把握及び事業への反映に関すること。等

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在	1 (1) ① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。 ② 旧知的障害者授産施設として、知的障害者に対する作業支援などにおいて、一定のサービス手法を確立しており、今後も一般就労が困難な障害者に対する社会的就労の場を提供するとともに、介護などの生活支援が必要になった障害者に対するサービスを充実させていくためには、公の施設としての運営を継続していくことが望ましいと考えられる。 ③ 健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行かせた管理運営業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等のときは、指定の取消又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができることと定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。
(2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	(2) ① 達成感、満足感が得られるようなサービスを提供するため、利用者や家族の意向などを共有し、個々のニーズにあった支援計画を作成している。 ② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれている。また、公平性についても、法人の要綱等に則った苦情・相談の対応や市の健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価等によって確保されている。 ③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって効率的、効果的な運用が行われている。
2 サービス向上等 (1) 安定性 (2) 公平性 (3) 専門性 (4) 創意工夫	2 (1) 個々の障害特性に応じた支援が提供され、高い利用率で運営されており、継続的に安定したサービスの提供がされている。 (平成21年度実績) 契約者数 53人(男32人、女21人)、新規契約 2人、解約 2人 延べ利用者数 11,508人 (2) 利用者のプライバシーや人格を尊重し、利用者の立場にたった支援を行った。要望、苦情があったときは、法人の要綱に則り、利用者が適切にサービスが利用できるよう支援し、「ふじみ園苦情解決・相談実施要綱」に基づいて、迅速に対応が行われ、公平性が保たれていると考えられる。 (3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。 (4) 利用者や保護者との面談や保護者会、保護者懇談会の開催など、連絡を密にとりながら連携を強化し、利用者等の個別ニーズにあった支援を行うため、各サービスプログラムの検討を行った。また、作業場の環境整備や、賃金支給日のレクリエーション等によって、勤労意欲の向上を図った。
3 コスト検証	3 指定管理者制度導入とともに障害者自立支援法が施行され、施設系サービスについ

算定方法	ては、平成18年10月から施行後、報酬単価の変更等、毎年見直しが行われた中で、当該施設は平成21年度から新法体系に移行しており、順調に運営が行われている。今後も利用料金制への移行を含めたコストの検証が必要と考える。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	4 昭和59年に開設した施設で、築26年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。
5 総 括 成 果	5 旧知的障害者授産施設として、知的障害者に対する作業支援などを行っている。景気が上昇しない中で、受注作業を得るため、多くの会社訪問を行うなど、拡大に努めている。また、新法移行に伴い、定員を50人から60人に増員するなど、サービスの提供を拡大している。今後も指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。